

ここが変わる! 税制改正

2015年から相続税や贈与税が増税となる。課税対象者が拡大、最高税率もアップする。

増 増税 減 減税

相続税

基礎控除は4割縮小。預貯金以外に都心で家を持っていたら、まず課税されそう。相続財産から基礎控除を引いた分が課税対象となる。最高税率は55%に上がり、半分超が取られる計算だ。

「基礎控除」が縮小 (算式)

現在 $5000\text{万円} + 1000\text{万円} \times \text{法定相続人数}$ → 15年1月から $3000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

「最高税率」アップ (速算表)

現在	15年1月から
法定相続分に基づく取得金額	法定相続分に基づく取得金額
1000万円以下	1000万円以下
税率 10%	税率 10%
控除 —	控除 —
3000万円以下	3000万円以下
税率 15%	税率 15%
控除 50万円	控除 50万円
5000万円以下	5000万円以下
税率 20%	税率 20%
控除 200万円	控除 200万円
1億円以下	1億円以下
税率 30%	税率 30%
控除 700万円	控除 700万円
3億円以下	3億円以下
税率 40%	税率 40%
控除 1700万円	控除 1700万円
3億円超	3億円超
税率 50%	税率 55%
控除 4700万円	控除 7200万円

最高税率の直近ピークは1987年の75%。その頃よりは低いが...

「相続時精算課税制度 (2500万円)」の対象拡大

現在 受贈者は20歳以上の子 → 15年1月から 受贈者に20歳以上の孫も追加

現在 贈与者は65歳以上の父母 → 15年1月から 贈与者に60歳以上・祖父母も追加

「小規模宅地特例」の拡充 「教育資金贈与 (1500万円)」の非課税

減 54歳、62歳参照



自公は短期間で大綱をまとめた。が、軽減税率など対立点も (左が野田・自民税調会長)

では10人に1人が相続増税の対象になる、との試算もある。

この「カネはないが家はある」というのは、いざ遺産分割する際でも、最も厄介なケースだ。

父が死亡後、母と子が継ぐ「二次相続」はまだいい。が、その後にも死亡し子どもたちだけになる「二次相続」では、たいい話し合いがつかずらうもの。これは相続財産の多寡に関係なく、むしろ小口のほうもめる例が多い。不動産は分けにくいからなおさらである。

「親族でトラブルになる原因は金額ではない。『お兄ちゃんの家をもらうのになぜ私はこれだけの』など相手と比較しての不満だ」(TOMAコンサルティンググループ相続・事業承継部長の佐藤徹税理士)。

相続に該当する年齢は、70〜80代の親を持つ、40〜50代の子が多い。子どももお互い家庭を持っているうえに兄弟姉妹間の平等意識が高まったのも、もめる要因の一つだろう。しかも今後直撃するのは、相続増税だけではない。

贈与税は最高税率が55%、所得税は45%に上がる。昨夏には社会保障と税の一体改革関連法案が成立。14年4月に8%、15年10月に10%への消費税率アップも決まった。所得・資産・消費の面から、個人の負担は増すばかりなのだ。

贈与税

最高税率が55%にアップ。一方では、若年世代への資産移転を促すため、父母・祖父母から20歳以上の者に贈与する場合、税率の引き下げも。

「最高税率」アップ、税率一部引き下げ (速算表)

現在	15年1月から	左記以外の場合
基礎控除後の課税価格	基礎控除後の課税価格	基礎控除後の課税価格
200万円以下	200万円以下	200万円以下
税率 10%	税率 10%	税率 10%
控除 —	控除 —	控除 —
300万円以下	400万円以下	300万円以下
税率 15%	税率 15%	税率 15%
控除 10万円	控除 10万円	控除 10万円
400万円以下	600万円以下	400万円以下
税率 20%	税率 20%	税率 20%
控除 25万円	控除 30万円	控除 25万円
600万円以下	1000万円以下	600万円以下
税率 30%	税率 30%	税率 30%
控除 65万円	控除 90万円	控除 65万円
1000万円以下	1500万円以下	1000万円以下
税率 40%	税率 40%	税率 40%
控除 125万円	控除 190万円	控除 125万円
1000万円超	3000万円以下	1500万円以下
税率 50%	税率 45%	税率 45%
控除 225万円	控除 265万円	控除 175万円
	4500万円以下	3000万円以下
	税率 50%	税率 50%
	控除 415万円	控除 250万円
	4500万円超	3000万円超
	税率 55%	税率 55%
	控除 640万円	控除 400万円

最高税率がアップする一方で、次世代への贈与は税率をダウン

所得税

最高税率が45%にアップ。ピークは1983年の何と75%で、当時は19段階だった。大底は99年の37%だったから、再び上昇傾向にある。

「最高税率」アップ (速算表)

現在	15年1月から
課税所得金額	課税所得金額
195万円以下	195万円以下
税率 5%	税率 5%
控除 —	控除 —
330万円以下	330万円以下
税率 10%	税率 10%
控除 9万7500円	控除 9万7500円
695万円以下	695万円以下
税率 20%	税率 20%
控除 42万7500円	控除 42万7500円
900万円以下	900万円以下
税率 23%	税率 23%
控除 63万6000円	控除 63万6000円
1800万円以下	1800万円以下
税率 33%	税率 33%
控除 153万6000円	控除 153万6000円
1800万円超	4000万円以下
税率 40%	税率 40%
控除 279万6000円	控除 279万6000円
	4000万円超
	税率 45%
	控除 479万6000円

これに住民税 (地方税) の10%が加わる。給与からの源泉徴収

2013年度税制改正法案の年内成立が固まった。自民・公明両党が決めた1月の税制改正大綱に、民主党も賛意を示したためだ。そこでは、来るべき大増税時代を予感させるような、あらゆる増税メニューが並んでいた。

うち最も焦点になったのが相続税だ。15年1月から最高税率は50%から55%へ上昇。基礎控除も「5000万円+1000万円×法定相続人数」から、「3000万円+600万円×法定相続人数」にバーが下がるため、課税対象者は確実に拡大する。「財産が少ないから自分には関係ない」とは言えなくなる。

たとえば父が死亡、家族3人 (母・子2人) で相続すると、税金はどうなるか。

現行では、相続財産が8000万円までなら非課税だが、改正後は4800万円までに縮小。この額を超えたら課税対象となる。4800万円程度だと、古くから都心で一戸建て住宅に住んでいる人は、軒並み当てはまってしまふ。「都心の家持ち」これが今回の相続増税で直撃される典型的パターンだ。

相続税の課税割合 (課税件数÷死亡者数) は4.2% (10年)。財務省としては、増税で6%に増えると予想する。だがこの数字はあくまで全国平均ベース。中でも都内の23区